

苦情処理・監視専門調査会の今後の進め方について

1 設置目的

「男女共同参画基本計画」(平成12年12月12日閣議決定)の着実な実施のため、同計画に盛り込まれた施策の実施状況の監視

男女共同参画社会の形成促進に向け、国民からの国の行政に対する苦情等処理していくためのシステムについての検討

2 検討方針

監視：専門調査会での議論や関係府省からのヒアリングを踏まえ、「今後の監視の実施方針」(仮称)についての案を作成。男女共同参画会議として上記方針を決定の後、本実施方針に基づき、各府省の関連施策の実施状況を監視

苦情処理：関係府省や地方公共団体、有識者等からのヒアリング等を通じ、我が国の実情に適した苦情処理システムのあり方について検討

3 当面のスケジュール

第1回会合(平成13年4月11日)

本専門調査会における議論の進め方について

第2回会合(5月11日)

監視についての今後の議論の進め方について

埼玉県における男女共同参画に関する苦情処理制度について(深尾委員、埼玉県)

第3回会合（6月1日）

男女共同参画関連施策の概況について（内閣府、農林水産省）

女性関連施設における相談事業の概要について（桜井委員）

第4回会合（6月28日開催予定）

男女共同参画関連施策の概況について（文部科学省、厚生労働省）

今後の人権擁護施策の方向について（法務省）

第5回会合（7月26日開催予定）

男女共同参画関連施策の概況について（外務省）

「今後の監視の実施方針」（案）について

（9月頃 男女共同参画会議において、「今後の監視の実施方針」を決定）

第6回以降

「今後の監視の実施方針」に基づき、監視を実施
苦情処理について国の関係機関からのヒアリングや地方
ヒアリング（ ）を実施

地方ヒアリングの開催予定日・場所

- ・平成13年9月11日 秋田県（秋田市）
- ・ " 10月18日 北九州市
- ・ " 11月26日 石川県（金沢市）